

秘密保全体制の見直し・強化について

(秘密保全等対策委員会報告書)

平成 1 2 年 1 0 月 2 7 日

防 衛 庁

秘密保全体制の見直し・強化について

【目次】

はじめに

1	<u>今回の事件に係る教訓反省事項と対応策の在り方</u>	
(1)	<u>教訓反省事項</u>	1
(2)	<u>対応策検討に際しての考慮要素</u>	2
	ア 想定される諜報工作の態様	
	イ 技術環境の変化	
(3)	<u>対応策の基本的方向</u>	3
2	<u>秘密漏えい防止のための取扱い環境の整備</u>	
(1)	<u>現行の秘密保全制度の検証</u>	3
	ア 秘密保全制度の現状	
	イ 総点検の状況	
(2)	<u>現行の秘密保全制度の的確な運用</u>	4
	ア 関係職員の厳正な峻別・限定	
	イ 秘密区分の指定の適正化等	
	ウ 秘密文書の不正な複写の抑制等文書管理の徹底	
(3)	<u>システム保全機能の向上</u>	5
(4)	<u>施設保全機能の整備・充実</u>	6
(5)	<u>秘密保全に係る罰則強化の検討</u>	6
	ア 現状及び問題点	
	イ 罰則強化の検討	
3	<u>秘密に対する外部の脅威からの働き掛けへの対応</u>	
(1)	<u>職員情報の管理</u>	7
(2)	<u>各国駐在武官等との接触の管理</u>	7
	ア 各国駐在武官等との接触の基本的考え方	
	イ 具体的な接触の実施要領	
	ウ 留意事項	

4	<u>秘密保全に万全を期すための組織等の在り方</u>	
(1)	<u>現状、問題点及び改善策の基本的方向</u>	9
(2)	<u>全庁的な体制の整備</u>	10
	ア 庁情報保全委員会(仮称)の設置	
	イ 情報保全企画室(仮称)の新設等	
(3)	<u>情報保全に関連する部隊の見直し</u>	10
	ア 情報保全に関連する部隊の緊密な連携の確保	
	イ 情報保全機能の強化	
	ウ 警務隊の保安職務の効果的な遂行の確保	
	エ 警察との連携強化	
(4)	<u>情報保全関係事務担当組織の整備</u>	12
5	<u>秘密を取り扱う職員の人材育成・身上把握</u>	
(1)	<u>保全教育の拡充</u>	12
	ア 現状及び問題点	
	イ 改善のための具体的方策	
(2)	<u>部隊等の長による十分な身上把握・カウンセリング等</u>	13

おわりに

秘密保全体制の見直し・強化について

はじめに

防衛庁は、今般の秘密漏えい事件に関して、その教訓反省事項を整理し必要な改善策を明らかにするため、防衛庁長官の指示に基づき、平成12年9月13日に秘密保全体制検討委員会及び警務隊の在り方に関する検討委員会を発足させ、積極的に検討を進めるとともに、10月16日からは、両検討委員会を統合して秘密保全等対策委員会を設置し、更に総合的に検討を深めてきた。これらの委員会は、防衛庁の保有する情報について積極的に情報公開を行うことの必要性及び秘密保全について万全を期すことの重要性を深く認識し、現在の秘密保全体制に関し、秘密が取り扱われる環境、秘密に対する外部からの脅威、秘密保全に係る組織及び秘密を取り扱う職員という四つの点について、集中的に見直しを行った。その結果、これらの分野においてそれぞれ推進すべき各種の改善策について、秘密保全等対策委員会としての検討結果を次のようにとりまとめたので、ここに報告するものである。

なお、この報告は、秘密保全体制にはいささかの間隙も許されないとの認識に基づいてとりまとめた当面の解決策であり、速やかに実行すべきものであるが、ITの進展等秘密保全にも大きな影響を与える変化が生じていることから、秘密保全について万全の態勢を維持するためには、IT関連の全体の施策との整合を図りつつ、常に点検を怠ることなく進めていく必要がある。こうした観点から、今後とも、随時、必要な見直しを加え、新たな問題点等が明らかになった場合には、一層の改善を進めていくことが必要である。

1 今回の事件に係る教訓反省事項と対応策の在り方

(1) 教訓反省事項

今回の事件については、現在、公判が行われているところであり、今後、詳細が明らかになると思われるが、現時点における教訓反省事項について整理すれば、概ね以下の7点に集約することができる。

防衛庁の秘密文書を不正に複写する等の不適切な行為が行われていたこと

は明らかであり、基本とも言える秘密文書の取扱要領が不徹底であった。

昨今の防衛交流の活発化により、各国駐在武官を始めとする諸外国の政府機関職員等との接触の機会が増加し、諜報工作の対象となる機会や職員の範囲も増大しているが、これへの対応が十分にできていなかった。また、冷戦後の国際情勢の下で、我が国において過去に諜報事件の摘発実績のある国等に対する職員の警戒心が低下していた。

萩寄3佐が勤務していた防衛研究所を始めとする陸・海・空自衛隊の部隊及び機関以外の組織（以下「施設等機関等」という。）について、各自衛隊が有している調査隊のような組織の健全性を保全する機能が未整備であった。

OA化の進展により、保全すべき秘密の記録媒体が、紙のみならずフロッピィディスク等の記憶媒体に拡大しているが、これに対する対応が不十分であった。

各種の通信手段が発達し、今回のような秘密漏えい事件の端緒情報を獲得することが困難になってきているが、このような環境下において、端緒情報を獲得し得る能力が不十分であった。

各国駐在武官等が関係するような秘密漏えい事件については、秘密漏えいの未然防止等の観点からは、必ずしも平素からの警察との十分な連携が図られていない面があった。

個人的弱点を抱える職員は諜報工作の対象として狙われやすいところ、上司による職員の身上把握が不十分であった。

(2) 対応策検討に際しての考慮要素

諜報工作への対応策を検討するに当たっては、上記の教訓反省事項に加え、これまでに発生した諸外国等の各種の諜報事件も参考にして、想定される諜報工作の態様及び技術環境の変化について特に考慮する必要がある。

ア 想定される諜報工作の態様

情報提供者を獲得するための諜報工作は、工作対象者に警戒感を与えないよう段階的に心理的バリアーを低下させながら工作を進めることを基本としている。

また、具体的な工作の過程としては、まず、諜報工作の対象とする候補者に関する基礎的調査を行った上で、駐在武官等の肩書きや、語学学習や研究のための資料収集等の名目を用意し、「自然さ」の演出に配慮しつつ接触を開始し、段階的に工作対象者の心理状態をコントロールして掌握するというものである。

したがって、対応策の検討に当たっては、通常の場合、諜報工作を受けている本人には自覚が困難であることに留意が必要である。

更に、このような工作過程においては、すべての段階を通じて、工作者が付け込むことができる金銭問題や職場における不満、家庭の事情等の個人的な弱点が極めて大きな意味を持つことから、このような個人的弱点の予防・解消について

も留意しなければならない。

イ 技術環境の変化

今後の秘密保全について検討していく際には、伝言ダイヤルやコンビニFAX等のより把握困難な匿名性の高い情報伝達手段が発達していることや、インターネット等を介したシステムへの不正アクセス等による電子的な情報入手の手法が進歩している点に留意しなければならない。

(3) 対応策の基本的方向

各国における事例が示すように、秘密漏えいを将来にわたって根絶することは極めて困難であるのが現実である。また、情報化社会の中で、迅速かつ効率的に業務を処理していくためには、利便性を確保するためのある程度リスクを許容しなければならない場合もある。しかしながら、それでもなお、あらゆる手段を講じて秘密保全に万全を期すことが防衛庁の責務である。したがって、以下においては、このような責任を全うするため、上記の教訓反省事項及び考慮要素を踏まえ、

秘密漏えい防止のための取扱い環境の整備

秘密に対する外部の脅威からの働き掛けへの対応

秘密保全に万全を期すための組織等の在り方

秘密を取り扱う職員の人材育成・身上把握

の四つの観点から、それぞれ所要の対応策を検討し、これにより秘密保全に万全を期し得る体制の確立を図ることとする。

2 秘密漏えい防止のための取扱い環境の整備

(1) 現行の秘密保全制度の検証

ア 秘密保全制度の現状

現行の秘密保全制度は、自衛隊法第59条及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（以下「MDA秘密保護法」という。）関係政令並びに関連する訓令等から構成されている。このうち、防衛庁における秘密保全実務の中核を成している「秘密保全に関する訓令」及び「防衛秘密の保護に関する訓令」については、共に昭和33年に制定され、その後、昭和43年の制定後10年目の見直し等、数次にわたる改正を経て手続が一層強化されてきた。

イ 総点検の状況

今回の事件を機に、秘密保全体制の確立のために必要な措置について事務次官通達を発出し、その実施状況の報告を求めるとともに、上記の訓令等に基づく現行の秘密保全制度の運用状況について総点検を実施した。

事務次官通達に基づき、まず、防衛庁の全機関において臨時秘密保全検査を実施し、併せて現行の秘密保全手続（特に秘密区分の指定及び秘密文書等の複製、貸出し、破棄に係る手続）の厳格な励行指導及び秘密文書削減の促進（秘密文書等の製作部数の限定、適時適切な破棄等）について措置した。また、現行の秘密保全制度の運用状況についての総点検において現況について把握するため報告を求めたところ、次のような現行制度に対する知識や理解の不足が推察される面が見られることが明らかになった。すなわち、フロッピーディスク等の記憶媒体についても、訓令及び関連通達で手続が規定されているにもかかわらず、手続の対象外であるとの誤解があった。また、秘密文書について、訓令に定めてある文書自体の「複製」の手続を経なくても、上司の承認を得れば文書内の任意のページを「複写」してもよいとの誤解があった。

(2) 現行の秘密保全制度の的確な運用

秘密保全制度の的確な運用を確保するためには、次のような具体策を講じていく必要がある。

ア 関係職員の厳正な峻別・限定

情報漏えいのリスクを不必要に高めることを防止するため、いわゆる「need to knowの原則」（「情報は知る必要のある人のみに伝え、知る必要のない人には伝えない」という原則）を徹底し、関係職員の指定に当たっては、秘密に関する事務を行う者として相応しい者を厳正に峻別・限定し、必要最小限の指定にとどめる。

イ 秘密区分の指定の適正化等

秘密区分の指定については、「秘密保全に関する訓令」等に基づき行われているが、秘密区分の指定に当たっては、その秘密区分が内容に適合したものであるかどうかを十分に検討するとともに、その指定については、秘密の保全に必要な限度において最低のものとしなければならないこととされている。このことは、積極的な情報公開と厳正な秘密保全を全うする上で極めて重要であり、秘密区分の指定が訓令の趣旨に沿って適正に行われるよう徹底を図る。

なお、業務上必要な部署に所要の秘密文書が配布されない場合には、不正に秘密文書が複写される一因となりかねないことから、秘密文書の配布先が適正に定められることが重要である。

ウ 秘密文書の不正な複写の抑制等文書管理の徹底

秘密文書の不正な複写を完全に防止することは、相当な困難が伴うものの、以下のとおり極力物理的にこれを抑制する方策を講じるとともに、これらの方策を含め、秘密文書の取扱いについて、管理者及び保全責任者等を招集して緊急に説明を実施し、庁内において改めて確実に周知徹底する。

(ア) 秘密文書の製作に当たっては、製作部数を必要最小限に限定することを徹底

する。また、当該文書の識別を可能とし、以って不正な複写が行われた際の追跡調査を可能とするため、今後、原則として当該文書の各頁の中央に当該文書固有の数字又は組織名等を大判のスタンプで押すことを義務付ける。

更に、秘密文書の不正な複写を物理的に排除するための有効な手段となり得る、全面が茶色に着色された用紙などの複写防止用紙についても、秘密文書には原則として本用紙を使用する方向で、今後更に積極的に導入を推進する。

- (イ) 秘密を取り扱う部署においては、パソコン等の事務機器及びフロッピーディスク等の記憶媒体は、原則として執務室内に予め備え付けられている備品を使用し、作成した文書は組織的に共有する文書ファイルに保管することを周知徹底するとともに、備品の整備状況に応じ、私物の事務機器等の持ち込み・使用を禁止する。なお、当面の措置として、一般の文書の作成等を目的とした私物の事務機器等の持ち込み・使用を、保全責任者等の許可を条件に認めることとするが、その場合においても、私物の事務機器等を使用して秘密文書を製作することは禁止する。
- (ウ) 秘密文書をフロッピーディスク等の記憶媒体に記憶・内蔵させた場合、当該フロッピーディスク等についても印刷された秘密文書と同様に秘密区分の指定・登録が必要であるとともに、その複製についても通常秘密文書と同様の手続が必要であることを改めて周知徹底する。
- (エ) 「機密」及び「極秘」の集中保管を推進するとともに、集中保管している「機密」又は「極秘」の秘密文書を貸し出した場合に当日返却の原則が守られていないケースも散見されることから、貸し出された秘密文書の当日返却の原則の遵守を周知徹底する。
- (オ) 保安全管理の徹底を図るため、保全責任者等による登退庁時の秘密文書の保管容器の点検を実施する。また、現在訓令等において年1回以上実施することとされている定期検査を年2回以上実施するよう措置する。

(3) システム保全機能の向上

指揮通信システムを始めとする自衛隊の任務を遂行する上で極めて重要なシステムについては、基本的に外部と接続しないこととしているほか、重要度に応じたシステムごとの個別の回線構成、データ通信回線の秘匿化等を行っており、現時点では外部からのハッキング等による情報漏えいの危険性は極めて少ない。

他方、これらのシステムを取り扱う職員を介して情報が漏えいすることがあり得ることから、特に情報に関する重要なシステムに関しては、職員が自らの業務を行うに当たり必要な情報に限って内部からアクセスできるようなアクセス制御を実施しているが、端末からのアクセス状況等を記録・解析できる機能を付与する等、今後ともシステムの特性を考慮しつつアクセス制御機能を更に向上させるとともに、情報保全の確保に努めていかなければならない。

また、今後の情報化・ITの進展に伴い、これらシステムに関し、総合的・体系的な情報セキュリティを確保する必要性が生じると考えられる。その際には、秘密の保全という観点にとどまらず、完全性、利便性といった観点を踏まえたアプローチが必要となる。このため、システムに対するリスク分析・評価等を行い、システムの重要度に応じて実行可能性のある施策を講じた上で、継続的に運用基準を見直す等の総合的なセキュリティ対策を推進することが必要である。

(4) 施設保全機能の整備・充実

施設保全については、リスク管理や費用対効果の観点も踏まえて、有効性を確保するための各種の施策について総合的に検討する必要がある。入退出許可者の制限及び入退出管理記録、鍵管理、機器等の盗難に対する防止対策に努め、今後とも脅威に対するリスク分析・評価を実施することで、より一層の改善策を実施する必要がある。

この中でも、例えば、近年の科学技術の進歩に伴い、盗聴技術に関しても盗聴器の小型化が進み発見も困難になっていることから、更に精度の高い盗聴器発見器材の整備が必要である。また、テンペストと呼ばれるコンピュータ機器等からの漏えい電波に係る情報保全については、漏えい電波からの情報再現技術が向上してきていることを考慮する必要がある。このため、非常に機密性の高い情報を取り扱う部署については、漏えいする電波を周辺のノイズレベル以下にするため、コンピュータ機器や周辺装置等からの電波漏えい防止処置を実施することや、特定の区画や建造物全体にシールドを施した施設を整備するなどの改善策が一層重要になる。

これらの対策を実施するためには各種の施策が必要であるが、この一端を担う陸・海・空自衛隊の調査隊については、現在、その能力が限られていることから、今後、集合教育等による要員養成を充実させるとともに、調査学校における教育内容についても技術の進歩にあわせ逐次見直しを進めることが必要である。また、このための専用器材についても、各調査隊が保有している器材の中には老朽化の著しい器材も多いことから、計画的に器材の更新を図るとともに、例えばX線透過装置等の最新の器材を整備・充実させる必要がある。

(5) 秘密保全に係る罰則強化の検討

ア 現状及び問題点

現行の自衛隊法は、第59条において秘密を守る義務を定めており、第118条において、その罰則として1年以下の懲役又は3万円以下の罰金を定めている。これは、国家公務員法等の規定と同様のものであるが、国の安全を害しかねない防衛上の秘密漏えいの重大性に鑑みると、かかる量刑では軽過ぎることから、罰則を強化すべきではないかとの指摘がある。

イ 罰則強化の検討

そこで、罰則の強化については、国の安全を害しかねない防衛上特に重要な秘密を漏えいする行為に対して、その法定刑を加重するなどの方法が考えられるが、罰則の対象とすべき秘密の範囲^(注1)、漏えい行為の目的や態様、自衛隊法における罰則の体系^(注2)や他の秘密漏えい罪とのバランス^(注3)など、なお種々の検討を要する法的問題点があり、関係省庁と密接に協議しつつ所要の検討を進めていくことが必要である。

(注1) 例えば、MDA秘密保護法第1条第3項では、「防衛秘密」について、日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての構造又は性能、製作、保管又は修理に関する技術、使用の方法、品目及び数量等と定めている。

(注2) 現行の自衛隊法においては、第122条に定める、防衛出動命令を受けた者で、上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者等に科せられる7年以下の懲役又は禁錮が最高となっている。

(注3) MDA秘密保護法第3条第1項では、「防衛秘密」を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した「防衛秘密」を他人に漏らしたものは、10年以下の懲役とすることなどを定めている。

一方、国家公務員法(第100条第1項、第109条第12号)、地方公務員法(第34条第1項、第60条第2号)、外務公務員法(第4条、第27条)は、秘密漏えい罪について、その懲役刑を1年以下と定めている。

3 秘密に対する外部の脅威からの働き掛けへの対応

(1) 職員情報の管理

職員に工作が行われることを防止するためには、何よりもまず職員に関する情報を工作者に与えないことが肝要である。こうした観点から、職員名簿、電話番号簿、あるいは人事関連文書等の的確な管理について改めて周知徹底することが重要である。

(2) 各国駐在武官等との接触の管理

ア 各国駐在武官等との接触の基本的考え方

各国駐在武官等が職員に対して工作を意図して接触してくる場合には、通常、十分な調査・検討に基づいて接触を図ることが想定される。このような工作を意図する各国駐在武官等に私的な立場で接触した場合、その背後にある各国情報機関等の組織に対して一個人として対峙する構図になり極めて危険である。

したがって、各国駐在武官等との接触に当たっては透明性の確保が重要であるとの観点から、職員が個人的興味・関心を充足させることを目的として上司に知らせることなく各国駐在武官等と接触することを禁止する必要がある。また、万一職員が諜報工作を受けている場合に組織として対処することを可能とするため、かかる接触状況を庁として把握する体制を整備することも必要である。

イ 具体的な接触の実施要領

上記の基本的考え方を具体化するため、職員と各国駐在武官等との接触の実施要領について、以下の方針の下に速やかに整備・確立する必要がある。

(ア) 対外窓口の明確化

従来、各国駐在武官等との連絡・調整が必要な場合には、各国駐在武官等から各担当職員に直接連絡・調整が行われる例が見られるが、このような現状は、職員を個別に工作することを容易にするおそれがあることから、連絡・調整の窓口を明確化・特定化することにより、各国駐在武官等と恒常的に直接接する職員の限定・特定化を図るとともに、職員の各国駐在武官等との接触状況把握を容易にする。

(イ) 各国駐在武官等との接触に当たっての事前了解及び事後報告の実施

職員の各国駐在武官等との接触状況の把握を容易にするとともに、かかる接触が業務の一環として実施される体制を担保するため、各国駐在武官等との接触に当たって、保全責任者等から事前に了解を得ることを義務付ける。また、接触後においても、逐次報告を保全責任者等に対して提出するとともに、庁内各機関は、その職員の各国駐在武官等との接触状況について、月に1回、報告を提出することとする。なお、業務上恒常的に各国駐在武官等との接触が必要な職員については、個別の接触ごとの事前了解及び事後報告では業務に支障を来すおそれがある場合には、案件ごとの包括的な事前了解及び事後報告によることができることとする。

このほか、各国駐在武官等による職員への不自然なアプローチについても、事後報告をさせることにより、接触状況の把握に努める。

(ウ) 資料提供に当たっての事前了解及び事後報告の実施

秘密文書が、故意又は過失によって流出することにより秘密が漏えいすることを防止するため、各国駐在武官等に対して個々の職員の判断で自由に資料を提供することが禁止されていること、資料等を各国駐在武官等に提供する場合には事前に保全責任者等の了解を得るべきこと、資料提供後には上記「(イ)」の事後報告の枠組みに基づいて報告すべきことについて改めて徹底を図る。なお、業務上恒常的に各国駐在武官等との接触が必要な職員については、「(イ)」と同様に包括的な事前了解及び事後報告によることができることとする。

(I) 金銭・社交の限度を超える物品の受領等の禁止

各国駐在武官等との接触に際し、金銭又は通常一般の社交の限度を超えるような物品等を受領することや、過度の供応接待を受けることは、それ自体が各国駐在武官等の工作に利用され得る職員の個人的弱点を醸成し、工作を受けるリスクを著しく高めることになる。このため、金銭又は通常一般の社交の限度を超えるような物品の受領や過度の供応接待を受けることは禁止されていることについて、改めて徹底を図る。また、接触に際し必要な最小限の経費については、組織として十分に手当てし得るよう努める。

ウ 留意事項

以上に述べた各国駐在武官等との接触の管理は、あくまでも工作に対するリスクを減じるための措置であり、これが有効に機能するためには、秘密保全教育の充実が不可欠である。

また、防衛交流には積極的な意義が認められることから、接触要領を遵守しつつ、防衛交流それ自体は活発に行うことを基本とすべきである。

4 秘密保全に万全を期すための組織等の在り方

(1) 現状、問題点及び改善策の基本的方向

防衛庁の情報保全に関連する部隊や組織については、冷戦構造の崩壊に伴い職員の警戒心が低下する一方、防衛交流の拡大に伴い各国駐在武官等との接触機会が増加するなど秘密保全をめぐる環境が大きく変化している中で、その在り方が問われている。現状について見ると、諜報等の外部からの働き掛けに庁全体として統一的に対処する枠組みが欠如するとともに、一部の調査隊については、中央と地方に設置されていることから、状況の変化に迅速に対応するための機動的な運用が困難な面が生じている。また、これらに必要な機能についても十分な手当てがなされておらず、関係機関との連携も不足している等の問題点がある。更に、隊員の処遇についても、調査隊の置かれている状況及び業務の特性等を考慮する必要がある。

これらを踏まえ、情報保全をよりの確に行うためには、防衛庁として以下の基本的方向に従い、組織改編等を含む具体的な制度的改善策を検討・実施していくことが必要である。

全庁的な体制の整備

情報保全に関連する部隊の見直し

情報保全関係事務担当組織の整備

(2) 全庁的な体制の整備

ア 庁情報保全委員会(仮称)の設置

防衛庁における情報保全業務を庁として統一的に推進し、同業務に係る組織及び機能の充実・強化のための各種施策を推進するとともに、防衛庁の情報保全に関連する部隊や組織間の緊密な連携を確保し、以って防衛庁における情報保全業務を円滑かつ効果的に実施し得るようするため、防衛庁情報保全委員会(仮称)を設置する必要がある。

庁情報保全委員会(仮称)は、長官の指示の下、事務次官を長とし、統合幕僚会議議長、各幕僚長及び関係の局長等から構成され、庁としての情報保全の在り方について随時審議し、秘密保全検査の実施状況について年2回点検して長官等に報告する。また、情報保全隊(仮称)及び警務隊から情報保全及びこれに関連する業務に係る活動状況について報告を聴取し、これらの業務に係る活動方針について審議・決定する。

なお、情報保全推進事務局(仮称)を設置し、庁情報保全委員会の業務の的確かつ効果的な実施を確保する必要がある。

イ 情報保全企画室(仮称)の新設等

防衛庁としての情報保全(秘密保全及び組織保全等)の在り方について全庁的な立場から総合的に企画立案し、これらの実施状況についてとりまとめる機能を強化するため、防衛局調査課(情報保全を含む防衛の基本等に関する事務に必要な資料及び情報の収集整理に関すること全般を所掌)に情報保全企画室(仮称)を新設することが必要である。また、長官の行う警務隊に対する指揮監督に必要な連絡調整機能等を充実するため、人事教育局人事第1課にサービス企画室を新設する。

(3) 情報保全に関連する部隊の見直し

ア 情報保全に関連する部隊の緊密な連携の確保

情報保全に関連する部隊としては、現在、自衛隊に対する外部からの働き掛け等に対し部隊等を保全するために必要な資料及び情報の収集整理等を行う調査隊と、主として犯罪の捜査及び被疑者の逮捕を行う警務隊があるが、現在のように調査隊と警務隊がそれぞれ別個に情報を保有し、職務を実施することは、情報の共有による連携という観点からは効果的ではない側面がある。

したがって、中央及び地方の調査隊を充実・強化して新編する情報保全隊(仮称)と警務隊の上級部隊として各自衛隊ごとに情報保全警務隊(仮称)を新編するなどの施策を講じることにより、両隊の緊密な連携を確保することが考えられる。また、その際、複雑・多様化する任務に対応できる適切な人材の確保に留意するとともに、これに相応しい処遇を図る必要がある。

更に、地方レベルにおいても各情報保全隊(仮称)と各警務隊との間において情

報交換を目的とする情報保全連絡会議を定期的を開催するとともに、両者間の連携を一層深めるため、それぞれの業務の実態を踏まえつつ、より効果的な組織の在り方について引き続き検討する必要がある。

イ 情報保全機能の強化

情報保全機能を強化するため、陸・海・空各自衛隊の各級調査隊を充実・強化して情報保全隊(仮称)を新編し、各国駐在武官等からのアプローチに対応する新たな任務を付与する必要がある。また、従来 of 任務であった陸・海・空自衛隊の部隊及び機関の保全のために必要な資料及び情報の収集整理等についても、一層機能を強化する必要がある。以上の観点から、具体的には、以下の任務を新規に付与又は強化・明確化する必要がある。

職員と各国駐在武官等との接触状況(交流状況や職員に対する不自然なアプローチの状況)に係る資料及び情報の収集整理等

部隊等の長による職員の身上把握の支援

庁秘又は防衛秘密の関係職員の指定に当たって、当該職員が秘密の取扱いに相応しい職員であることの確認の支援

立入禁止場所への立入申請者に対する立入許可に当たって、秘密保全上支障がないことの確認の支援

政府機関以外の者に対する庁秘又は防衛秘密に属する物件等の製作等の委託の許可に当たって、秘密保全上支障がないことの確認の支援

各種の自衛隊施設に係る施設保全業務の支援

更に、施設等機関等の組織の健全性を保全する機能を強化するため、施設等機関等の組織保全業務の支援についても新たに情報保全隊(仮称)の任務とし、これに対応し得る自衛隊の情報保全隊(仮称)に担当させる必要がある。

なお、これらの新規任務及び強化任務に対応するため、部隊改編に合わせて所要の組織・定員及び活動経費や装備を確保する必要がある。

ウ 警務隊の保安職務の効果的な遂行の確保

警務隊は、犯罪の捜査等の任務と併せて、部隊等の長の行う犯罪の予防、規律違反の防止等に協力してこれらの職務(保安職務)を行うことを任務としている。今回の秘密漏えい事件をはじめ各種犯罪の未然防止を図るためには、警務隊と部隊等の長との連携を一層緊密にし、保安職務をより効果的に行う必要があることから、保安職務に関する実施要領を早急に作成する必要がある。

なお、警務隊の任務が近年その複雑さ、困難さを増加しつつあることに鑑み、より効率的に任務を遂行し得るよう所要の見直しを行うとともに、定員、装備品等の確保を図る必要がある。

エ 警察との連携強化

警務隊と警察とは日頃から刑事事件に関する犯罪捜査について緊密に連携をとり合っており、また、調査隊においても警察とは適宜情報交換を実施してきて

いるが、各国駐在武官等が関係するような秘密漏えい事件については、秘密漏えいの未然防止等の観点からは、必ずしも平素からの警察との十分な連携が図られていない面があった。したがって、本件のような秘密漏えい事件についても平素から警察との間でより高度な情報交換を実施するなど連携強化を図るべく協議を進めることが必要である。具体的には、防衛庁及び警察庁間の中央レベルはもとより、都道府県警察等の地方レベルを含め、緊密な連携体制の確立を図る必要がある。

(4) 情報保全関係事務担当組織の整備

庁として情報保全に万全を期すためには、上記の施策と並行して、各幕僚監部・各自衛隊主要部隊や施設等機関等における情報保全機能についても強化していくことが必要である。このため、各幕僚監部調査部調査課に情報保全室(仮称)を新設するとともに、これらの部隊や施設等機関等において、現に秘密保全業務を実施している「文書係」等の文書担当の班や係等について、例えば「文書・保全係」に改編することなどによって組織保全を含む情報保全業務を所掌していることを組織として明確化する必要がある。また、組織保全業務の支援について情報保全隊(仮称)に依頼する業務を含め、今後充実される情報保全業務を担当する職員を必要に応じ増員する等、所要の体制を整備していくことが必要である。特に、情報本部については、防衛庁の中央情報機関として極めて秘匿度の高い情報が集積されることから、その情報保全担当組織を早急に充実・強化する必要がある。

5 秘密を取り扱う職員の人材育成・身上把握

(1) 保全教育の拡充

ア 現状及び問題点

保全教育は、職員に対する秘密保全に必要な知識の徹底を図るとともに、秘密保全についての職員の意識を高揚する上で非常に効果的な手段である。このため、防衛庁としても、学校等における課程教育、職場における練成訓練及び各組織において行う保全研修等を実施しているところであるが、その実施状況を見ると次のような問題点がある。

まず、全般的に秘密保全の重要性に比して保全教育が不十分であり、特に一部の機関では保全教育の実施が徹底されていない例も見られる。また、保全教育用教材の整備が不十分であるとともに、専門的な保全教育を実施できる保全責任者等も不足している。このため、教育の内容が秘密保全に関連する諸規則の徹底のみといった一面的なものになりがちである。更には、防衛庁・自衛隊を取り巻く

環境の変化に即した教育が十分に行われていない面も見受けられる。具体的には、防衛交流等で職員が各国駐在武官等と接する機会が増大しているにもかかわらず、一部の部隊や機関を除いて各国駐在武官等との接触の在り方について十分な教育が行われておらず、また、フロッピーディスク等の記憶媒体の取扱い等に係る保全教育も十分に行われていないのが現状である。

イ 改善のための具体的方策

これらの問題点を改善するためには、訓令等に定められた秘密文書の取扱いといった基本的事項について改めて徹底するとともに、次のような具体的な方策を講じる必要がある。

- (ア) 各機関、各レベルにおいて保全教育の拡充を図る。その際、特に、各国駐在武官等のアプローチ及び諜報工作の態様や可能性等に関する知識の普及を念頭に置いたものにする。
- (イ) 保全教育について、庁として統一した保全教育マニュアルを作成・配布し、部隊や機関等の特性に応じた保全教育に加えて、当該マニュアルに基づいた保全教育を実施する。なお、この保全教育マニュアルは、精神的、概念的なものにとどまることのないよう、実例を用いた具体的な内容とし、また、防諜に関する教育（例えば、各国駐在武官等との接触の在り方）や、近年増加しているフロッピーディスク等の記憶媒体の取扱い等に係る教育を含めるとともに、逐次改訂を実施することにより、防衛庁・自衛隊を取り巻く環境の変化に即したものとする。
- (ウ) 防諜に関する知識等保全教育に関する知識を十分に有する保全責任者等を順次育成するとともに、保全教育マニュアルのビデオ化等の教材整備を進める。
- (エ) 以上の事項を含めた保全教育の徹底のため、庁内各機関は、実施時間、実施内容等の保全教育の状況について報告を提出するよう措置する。

(2) 部隊等の長による十分な身上把握・カウンセリング等

職員の身上把握については、自己申告による身上書のほか、部隊等の長が部隊等の統率、服務指導及び規律維持の観点から行う聞き取り等によるものがある。秘密漏えい等につながるおそれのある諜報工作の対象として狙われやすいのは、個人的弱点を抱える職員であると考えられるが、そのような職員の存在を、身上書に記載された事項のみから把握することは極めて困難である。このため、個人的な弱点の有無の把握は、主として部隊等の長による身上把握に依存している。しかしながら、どのような観点に着目して身上把握に努めるかについては、個々の部隊等の長の秘密保全に関する問題意識に依存しているため、必ずしも十分な身上把握がなされていないおそれがある。

したがって、職員の身上把握の一義的責任は部隊等の長にあることに鑑み、部隊等の長による身上把握や服務指導の際に秘密保全の観点(どのような生活態度

が諜報工作の対象として狙われやすいか等)にも留意することを周知徹底する必要がある。

また、今回のような事件を防止するために人の側面から秘密保全に万全を期す際には、適切な処遇を確保していくとともに、個々の職員の倫理感・責任感を維持・涵養していくことも重要な要素となることから、職員ひとりひとりに対し、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、強い責任感を持って専心その職務の遂行に当たることなどを期するという服務の本旨を忘れることのないよう、日頃から注意を喚起していく必要がある。

更に、職員が金銭面等の個人的弱点を抱えたままにしないという観点から、職員に対する身上把握・カウンセリング等の充実を通じて更にきめ細かい指導が図られるよう努めていくことが必要である。

おわりに

以上が、秘密保全体制検討委員会及び警務隊の在り方に関する検討委員会並びに両検討委員会を統合した秘密保全等対策委員会における検討結果及び改善意見である。本来、秘密の保全に当たっては、秘密が取り扱われる環境や秘密保全に関係する組織等の制度面から秘密保全体制を整備するだけでなく、秘密保全が常時適切に運用されていることが必要不可欠である。しかしながら、今回の検討過程においては、極めて遺憾なことではあるが、秘密の取扱要領や保全教育の不徹底、あるいは保全意識の低下など、運用面における秘密保全体制の弛緩が見られることが明らかになったところである。

したがって、今後は、今回の事件を契機とする改善策の着実な実施に努力することにより、より強固な秘密保全体制の整備を図るとともに、日々の保全教育や庁情報保全委員会(仮称)による監督を通じて保全意識を継続的に高め、適切な秘密保全の運用態勢を地道に維持していくことが必要である。今回の検討を通じて、秘密保全等対策委員会としては、制度的な改善努力と相俟って、このような堅実な努力こそが同種の事件の再発防止へとつながる途であると改めて確信するものである。